

令和3年度第8回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年11月10日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時17分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩 指 久	出席			
	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	欠員		15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	18番	吉次 純一郎		1番	市川 春樹	
	出席吏員	事務局長補佐 潮 真也 建設課課長補佐 岩田 政幸 事務員 田邊 操枝		産業課課長補佐 本田 秀和 建設課地籍調査室主事 大前 拓		
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第4号	農地利用集積計画案の決定について
第5号	農用地利用配分計画の意見照会について
第6号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
第7号	地籍調査に伴う地目の照会について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 第7回総会議案第1号(2)について
その他	(1) 活動記録(令和3年4月～11月分)の提出について (2) 令和3年度第9回南部町農業委員会総会日程

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について		上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第4条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第2号朗読及び説明（議案書3頁）】 番号1 土地の表示：　　　　　　　　　　　登記：田　現況：畑　地籍：　㎡ 合計：田　筆　　㎡　用途：宅地　庭（一般住宅用） 申請人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。転用目的は一般住宅用の庭です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。
	議長	議案第2号について質疑を受けます。
	田邊委員	申請者は　　　　　　さんで、庭に転用と言う事で4条申請が挙がっています。次の議案第3号の5条転用でも同じ申請者で、一般住宅、車庫、駐車場、庭への転用と言う事で挙がっています。同じ申請者の方ですので、二つの申請を4条か5条で一括申請することはできなかったのでしょうか。
	議長	同じ申請者で、4条申請と5条申請に分かれている理由を聞かれています。
	局長補佐	次の5条申請でも説明させていただきますが、5条申請は、　　　　さんの　　　　さんがご結婚されて子供さんも生まれ、現在お住まいになっているの家では手狭になったので家を建てて地元に戻りたいというのが経緯です。一般住宅を建てる基準は500㎡までですが、この土地が500㎡を超えていることが申請の時に分かり、急遽、分筆されることになりました。そもそもの庭部分と、　　　　が建てられる部分を分筆して申請されるという事で、4条申請は　　　　さんの母屋の敷地、5条申請は　　　　のご主人に使用貸借されるという事で分けてあります。
	田邊委員	分かりました。
	議長	現地調査をしていただいています。調査報告を岩指委員よりお願いします。
	岩指委員	本日午前9時より、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、庄倉委員、井田委員、牛田委員、岡田局長、潮補佐で現地調査を行いました。現地調査資料の3ページから7ページになります。5ページの利用計画図の赤枠が申請地で庭になります。申請に問題はなく許可妥当であると判断しました。
	議長	改めて、皆様より質疑を受けます。
田邊委員	閲覧してありました顛末書を見ました。4条と5条と同じものがコピーしてありました。それは、おかしいと思います。 また、顛末書の中に、“そのような許可があることは知っていたが手違いにより”と、間違いで起こしてしまったと書いてあります。知っていたけれども手違いで間違えました、すみませんでは、あまりにもずさんであると思います。農業委員、事務局ともよく話し合わせてきちんとしたものを出していただかないといけません。地元委員さんを含めて見解をお聞きしたいと思います。	

		す。
	岩指委員	<p>本日午前9時より、先ほど申しました同じメンバーで現地調査を行いました。現地調査資料の8ページから13ページになります。土地利用計画につきましては10ページをご覧ください。赤枠で囲まれた所になります。現在は申請者が野菜を植えておられます。そこに住宅を建てられます。転用については問題ないと判断しました。現在車庫が建っております。顛末書が出ています。本人さんにも重々に申し入れをしましたので、その点もよろしくお願い致します。</p> <p>また、図面の上側にへこんだ部分がありますが、その町道の法面に庭木が植えてあります。被害防除の観点からも、また、将来的にはトラブルになる可能性もありますので、建設課との協議が必要ではないかと現地で協議しました。</p>
	議長	皆さん方から質疑を受けたいと思います。
	庄倉委員	説明の中に町道を取り込んでいるという説明がありましたが、建設課ではどのようにお考えですか。
	議長	分かる範囲で良いのでお願いします。
	岩田課長 補佐	建設課課長補佐の岩田です。私も今日現地立会に帯同しまして現地を確認させていただきました。(写真にて説明)
	庄倉委員	現地を確認しましたが、法面の所が明らかに庭でした。払下げというお考えはないのでしょうか。
	岩田課長 補佐	今のところは、購入いただくところまでを求める考えはございません。
	庄倉委員	広い面積であると私は感じました。現地を見られた他の方はどのように感じられたか分かりませんが、明らかに庭にされている状況を見ました。きれいにされているからそれで良いという事ではないと思います。
	議長	<p>急なことでしたので分かる範囲で答弁をいただきました。次の農業委員会には、是非ともお越しをいただいて、的確な判断を願いたいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>議案第3号につきまして、他に質疑がございませんか。ご異議ございませんか。</p>
	一同	意義なし。
	議長	意義なしと認め議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。
議案第4号 農地利用集積計画案の決定について	議長	議案第4号『農地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
	本田課長 補佐	議案の提案に先立ちまして議案書の差し替えをお願いします。9ページから14ページまでの差し替え部分を配っています。11ページの整理番号426番、427番の現況地目を畑から田に訂正しています。それに伴い、9ページの総括表の面積も修正しています。併せて、配分計画の14ページも同様に畑から田に訂正しています。お詫び申し上げます。

	局長補佐	<p>農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により議決を求めます。</p> <p>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書 6～11 頁)】</p> <p>整理番号 153 番</p> <p>設定を受ける者： 1 名</p> <p>設定をする者： 1 名</p> <p>設定をする土地： 1 筆 計 1,652 m²</p> <p>農地中間管理権を取得する場合</p> <p>整理番号 422 番～428 番</p> <p>設定を受ける者： 1 名</p> <p>設定をする者： 7 名</p> <p>設定をする土地： 16 筆 計 19,044 m²</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課本田課長補佐より説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	議案第 4 号について質疑を受けます。
	井田委員	9 ページの総括表の数字が訂正前と訂正後で違っていますがどちらが正しいですか。
	本田課長補佐	私の説明不足ですみません。差し替えでは、畑の集計が 0 になり田に移動していますので数字が変わってきています。修正後に正しい数字が入っています。
	黒木委員	さんの住所が違うと思いますが。
	本田課長補佐	さんの旧姓は さんでしたが に変わられました。住所は変わっておられないことを住民基本台帳で確認しています。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	意義なしと認め、議案第 4 号『農用地利用集積計画案の決定について』は議決、承認されました。
議案第 5 号	議長	議案第 5 号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
農用地利用配分計画の意見照会について	本田課長補佐	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたのでご審議をお願いします。</p> <p>【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書 12～14 頁)】。</p>
	議長	質疑を受けます。
	庄倉委員	整理番号 426 番、427 番はひとつの筆が二つに分かれています。面積の説明をお願いします。
	本田課長補佐	<p>(ボードに図面を書いて説明)</p> <p>は既に さんが基盤法で借りておられますが、後の報告で出てきますが合意解約をされます。ここには、土耕用ハウスが 2 棟と、昨年度、県の事業を使って床を高くした 栽培をする為のハウスを建てておられます。 さんは新規就農者で、今まで さんの元で 栽培の手伝いをしながら修行をされていました。今回、新規就農で、新たに土地を借</p>

		<p>りて、認定新規就農を取られて、自分で農業をやっていかれると言う事で、土耕用の2棟のハウスを　　さんから貸与を受けて栽培されることになり、その為に　　さんが借りられる部分と、　　さんが借りられる部分を分けることになりました。面積については、10月18日に、　　さん、　　さん、　　さん、岩指委員、潮補佐、産業課の技師の後藤主幹に立ち会っていただいて、簡易的ではありますが測量を行いました。後藤技師が面積を出して、何平米のうちの何平米という形で提案させていただきました。</p> <p>は今までは借りておられませんでした。現況を見ますと入り込む可能性があったので、一帯を借りられることになりました。新規就農である　　さんの場合、中間管理事業を使って借りられるとメリットがありますので中間管理機構を通じての貸借と言う事で今回の合意に至りました。</p>
	庄倉委員	分かりました。
	糸田委員	配分の整理番号6番の　　さんですが、昨年まで　　におられたと思いますが、認定新規就農者ですか。
	本田課長補佐	認定新規就農者で1月からの就農を目指しておられます。昨年度まで　　として　　さんで白ネギ栽培の修行をされていました。
	糸田委員	分かりました。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	意義なしと認め、議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会について』議決、承認されました。
議案第6号 非農地判断に係る特別委員会の結果について	議長	議案第6号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	非農地判断に係る特別委員会の結果について、別冊の現地確認資料をご覧ください。11月10日と書いてあるのは本日午前中に行いました　　地区の資料です。10月18日と書いてありますのは　　地区で庄倉委員、井田委員に確認をしていただいた資料です。10月25日と書いてある資料は田邊委員、井上委員で確認をしていただいた　　地区です
	議長	現地確認報告を、井上委員さん、庄倉委員さん、田邊委員さんの順番でお願いします。
	井上委員	地区の資料をご覧ください。　　に向かう途中に　　地区があります。国道を山に入った所です。①番はセイタカアワダチソウや雑草がかなり大きくなっていて原野化していました。②番は山林化していました。③番から⑧番は、その下側は以前に非農地にした所で、その山側になり山林化していました。⑨番、⑩番は、先ほどの所から高い位置にあり竹林に近い状態になっていました。⑪番も⑩番と同じ状態です。⑫番はセイタカアワダチソウや雑草が繁茂し原野化している状態でした。⑬番から⑳番は山林化している状態でした。いずれも非農地であると確認しました。
	庄倉委員	10月18日に行った現地確認の報告を致します。町道から山に入った　　は　　の　　になります。そこを下がった①番ですが、大きな木が生えていて農地として認められない場所でした。②番は底なし沼のような沼地で雑草も繁茂していて農地として活用できない場所でした。③番と④番は一帯が山林化していて農地とは認められない場所でした。
	田邊委員	10月25日に　　地区を確認しました。　　は　　です。⑤番から⑧番ですが、以前は　　さんが耕作されていましたが、雑木が生えてセイ

		タカアワダチソウも繁茂している状況でした。再度農地に戻すことは無理であり、非農地やむなしと判断しました。
	議長	3名の方より現地報告がございました。質疑を受けます。
		(質問、意見等なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	議案第6号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』原案どおり議決、承認されました。
議案第7号 地籍調査に伴う地目の照会について	議長	議案第7号『地籍調査に伴う地目の照会について』上程します。提案者より説明を求めます。
	大前主事	建設課の大前です。先月に引き続きまして、地籍調査に伴う地目の照会についてご審議をお願い致します。 別添資料の議案第7号資料の①、②をご覧ください。 農地変更調書①は の一部で、農地から農地外への変更167筆となっておりますが、農地外から農地への変更が2筆含まれますので、農地から農地外への変更は165筆、農地外から農地への変更が2筆となります。2ページからは、先月説明させていただきましてとおり、左側が地籍調査をする前の法務局の情報になります。右側は地籍調査後の土地の表示ということで、地籍調査の結果となっています。 農地変更調書の②は の一部です。農地から農地外への変更282筆となっておりますが、農地外から農地への変更が14筆含まれておりますので、農地から農地外への変更が268筆、農地外から農地への変更が14筆となります。 本日行いました現地確認について説明させていただきます。 地区と 地区を回っていただきました。 現地調査資料の14ページをご覧ください。 地区です。現地では⑨番から、⑧、⑦、⑥、⑤、④の順番で見させていただきました。全て田から現況で言いますと宅地になっていました。 18ページをご覧ください。 ですが、⑭から⑱、⑲から㉑、㉒から㉓、最後に⑩番から⑬の順番で見させていただきました。こちらにつきましても田から現況で言いますと宅地になっていました。
	議長	質疑を受けます。
	糸田委員	説明の中に農地外から農地とありましたが、現状が農地として利用されていると確認出来たら、農地外から農地になるのですか。
	大前主事	地籍調査に於きまして、地目は原野であるが畑として使われている所があれば、地籍調査では現況を見ますので農地に変更します。
	糸田委員	登記上は原野や山林であっても、現状は農地と言う事で良いですか。
	大前主事	登記上農地外であっても農地の状態であれば農地とします。その場合畑が多いです。
	糸田委員	分かりました。
議長	以前に墓地の届け出無しに墓地になっていて困ったことがありました。今回はそのような所はありませんでしたか。	

	大前主事	今回についてはありませんでした。
	作野委員	調書の中に何件か公衆用道路があります。公衆用道路は行政も調査すると聞いておりました、一度にはできないので順次やっていくと言う事でしたが、進捗状況をお聞きしたいと思います。
	議長	分からないことだと思います。全体が分からないのに進捗状況を把握することは出来ないと思います。他にございませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	議案第7号『地籍調査に伴う地目の照会について』、別紙資料のとおり議決承認されました。
		(建設課 岩田課長補佐、大前主事 退室) (休憩 14:53~15:00)
5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について	議長	報告事項に入ります。 『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』と、『(2) 使用貸借の合意解約について』説明をお願いします。
	局長補佐	【(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について朗読(議案書16頁)】 集積計画の426番、427番に係る解約になります。
		【(2) 使用貸借の合意解約について朗読(議案書17頁)】 集積計画の153番に係る解約になります。
	議長	質疑を受けます。
		(質問、意見等なし。)
	議長	報告を終わります。
(3) 第7回総会議案第1号(2)について	議長	『(3) 第7回総会議案第1号(2)について』説明をお願いします。
	局長補佐	10月に開催しました第7回総会に於いて条件付きで許可となっていました議案第1号(2)番の今長の4条案件についてです。ご指摘がありました顛末書につきまして、申請者さんに連絡をとり、すぐに修正をしていただきました。修正されたものを恩田会長、市川職務代理、田邊委員、事務局で確認をさせていただき、10月13日付けて許可書を出しておりますのでご報告致します。
	議長	このことについてお聞きになりたいことはございませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	10月13日付けて許認可を出しましたことを報告致しました。
6. その他 (1) 活動記録(令和3年4月~11月分)の提出について	議長	その他、『活動記録の提出について』提案者から説明を求めたいと思います。
	局長補佐	現在、随時、活動記録を提出いただいておりますが、一旦、集計をしますもので、令和3年4月から11月末までの活動記録を12月総会までに漏れがないようにご提出をお願いします。
	議長	ご質問を受けます。
		(質問、意見等なし。)
(5) 令和3年度第8回農業委員会総会の日程について	議長	令和3年度第8回南部町農業委員会総会は、令和3年12月10日(金)に開催します。
その他	議長	農地利用最適化推進委員募集の進捗状況について説明を願います。

	局長補佐	<p>10月21日から11月19日の約1か月間、農地利用最適化推進委員の欠員募集をかけております。現時点での中間報告をさせていただきます。個人から推薦を受けた者は0名、団体から推薦を受けた者は1名、自ら応募した者は0名で、合計1名の推薦を受けた方がおられます。</p> <p>このことにつきまして、新しい推進委員さんを選定する委員会を、11月30日の午前11時から、この会議室で開催します。農業委員の7名の皆様は出席をお願いします。</p> <p>それから、来月の12月総会終了後に農業者年金加入推進会議の開催を予定しています。7名の農業委員の皆様は活動班のメンバーになっておられますのでご出席をお願い致します。日程が近くなりましたらまた文書でご案内させていただきます。</p>
8. 閉会	議長	これにて令和3年度第8回南部町農業委員会総会を閉会します。